

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2026年6月8日(月)

NO. 1686号

本号3頁

衆院憲法審査会 自民は国民投票法改正案を今国会提出の方針示し速やかな審議求める

衆議院の憲法審査会では、国民投票をテーマに討議がおこなわれ、自民党は憲法改正の手続きを定めた国民投票法の改正案を今の国会に提出する考えを示しました。

4日の衆議院の憲法審査会で、自民党の新藤義孝議員は、憲法改正の手続きを定めた国民投票法の改正案を今の国会に提出する考えを示した上で、「提出され次第、速やかに審議に入ることを提案したい」と述べました。国民投票法をめぐっては、2022年に自民党と公明党、日本維新の会などが、投票環境を公職選挙法に盛り込まれている3項目について、公職選挙法に合わせる形で整備する改正案を国会に提出し、審議がおこなわれましたが、衆議院の解散に伴い廃案となっていました。

また、中道改革連合の河西宏一議員は審議を進めることに理解を示す一方、政党のCMやインターネット広告に関する議論をおこなう必要があるとの考えを示しました。

国民投票法の改正をめぐっては、日本維新の会のほか、国民民主党、参政党、チームみらいも賛同する考えを表明しました。

畑野氏 国民投票法は最低投票率の規定がないなど「欠陥法」と指摘

共産党の畑野君枝議員は、国民の多数は改憲を求めておらず、国民投票法を整備する必要はないと主張。同法には国民の民意を正確にくむという点で重大な欠陥があると強調しました。

国民投票法は、2007年に当時の安倍晋三首相が改憲への執念を示すもとで成立。法案審議で多くの研究者や弁護士が法案の不備を指摘していたにもかかわらず、自民党が衆院での採決を強行したものです。

畑野氏はこの経過に言及し、現行法には重大で根本的な問題が残されたままだと指摘。最低投票率の規定がなく、有権者の1割の賛成でも改憲案が通る仕組みや、公務員や教員による国民投票運動への不当な制限、資金力の多寡によって広告量が左右される問題などを挙げ、「欠陥法」と批判しました。

畑野氏は「根本問題を放置したまま、投票法を形だけ整えて、いつでも動かせるようにしておき、改憲議論を進めようというもので認められない」と批判。議員や首長を選ぶ選挙と、改憲の賛否を問う国民投票は全く別物であり、さらに、国民の選挙運動を幅広く制限している現行の公選法にならうということ自体が問われるべきだと強調しました。

3日の参院憲法審査会での4氏の発言を紹介

共産党山添拓氏 「長期緊急事態 戦争を想定」と指摘

参院憲法審査会は3日、憲法が規定する緊急事態対応を巡り参院法制局などから説明を受け、各党が意見を表明しました。日本共産党の山添拓議員は、緊急事態条項の創設を主張する政党が長期にわたる緊急事態対応をことさら強調するのは「戦争を想定しているからだ」と指摘。「国会は戦争を起こさせないための外交安全保障政策こそ議論すべきだ」と主張しました。

緊急事態条項は、大規模災害や外部からの武力攻撃などを理由に、国会の権能を奪い内閣に権限を集中させるものです。

山添氏が、明治憲法が緊急事態条項として定めていた「緊急勅令」「緊急財政処分」の発令件数を問うたのに対し、川崎政司参院法制局長は、合計108件だと答弁。最高刑を死刑とする治安維持法改悪案は国会で廃案になった後、政府が緊急勅令で改定を決定したと説明しました。

山添氏は「野党や市民の反対で廃案になり、それでも強行するために使ったのが緊急勅令だ」と悪用された歴史を指摘しました。

現行憲法は衆院解散中の緊急時には参院の緊急集会对応し、次の国会開会后10日以内に衆院の同意が必要だとしています。山添氏は同制度の趣旨について「緊急事態条項や国会議員の任期延長では民主政治からの逸脱が続き得るため、早期に本来の国政のあり方へ復元する仕組みをとった」と説明しました。

山添氏は、東日本大震災でも全国的に選挙が行えない事態は生じず、コロナ禍でも国政選挙の補選が実施されているとして、改憲を主張する政党が想定しているのは戦争だと強調。「異論を封じ、国家の都合で国民を動員し、国策に協力させるため、それを行ってはならないというのが歴史の教訓だ。憲法が戦時を想定した規定を設けていないのは、戦争をしないと誓った9条があるからに他ならない」と主張しました。

立憲小西洋之氏 衆院特別参与の橋氏発言の疑義指摘

同審査会で、立憲の小西氏が何度かのこれまで発言してきた衆院法制局長(現在特別参与)だった橋氏の長谷部参考人の主張についての見解への疑義を指摘しました。議事録より掲載します。

○小西洋之君 私からは、緊急集会の憲法上の根本的な理解について、参議院法制局長に質問をいたします。まず、憲法上、緊急集会の開催期限を法的に制限する要件は何であるかについて、川崎局長、御説明をお願いいたします。

○法制局長(川崎政司君) 参議院の緊急集会については、憲法五十四条二項により、衆議院の解散中に国に緊急の必要がある場合に開くことができるとされており、また、緊急集会により対応が可能なのは、基本的に衆議院総選挙を経て特別会の召集が可能となるまでの間と解されているところです。

○小西洋之君 五月十四日の衆議院憲法審での緊急事態条項のイメージ案では、衆法の橋特別参与が、緊急集会は、解散から特別国会召集までの七十日間程度の衆議院不在に対応する制度として想定されているとの見解を示していますが、この橋特別参与が説明し、改憲政党が主張する五十四条一項、二項の連関構造説なるものに基づく緊急集会七十日間限定説などは全くの異説であることを改めて指摘したいと思います。

重ねて川崎局長に質問ですが、緊急集会について、その期間や議案などの権限が濫用されない仕組みは憲法においてどのように法的に担保されているのか、ご説明ください。

○法制局長(川崎政司君) 緊急集会の開催や対象となる案件の範囲については、国に緊急の必要があるものに限られるとされており、この緊急の必要性については、緊急集会の請求を行う内閣の判断だけでなく、参議院の緊急集会でも審議され、さらに、衆議院による事後の同意において判断される仕組みとなっております。

また、憲法五十四条の規定は、できる限り早期に衆議院の総選挙が実施されることを強く働きかけるものであり、緊急事態から通常時への復元力の高い仕組みとなっております。

○小西洋之君 次に、緊急集会の制定経緯における日本政府側の主張について、衆議院が不在時に災害が発生した際の立法や財政措置の必要、条約の締結、あるいは総理大臣の死亡といった事態の発生などの問題提起は、緊急集会の政策的な必要性和合理性、いわゆる立法事実と理解することが可能と考えますが、川崎局長の見解をお示しください。

○法制局長(川崎政司君) 御指摘の制定経緯については、参議院の緊急集会制度の制度的な必要性などを考える上で重要なものであると見る事ができるものと思われまます。

○小西洋之君 ありがとうございます。次に、昨年六月十二日の衆議院憲法審において、当時衆議院法制局長の橋特別参与は、同年四月十六日の川崎参議院法制局長の答弁を踏まえた維新の馬場委員からの質問に対して、長谷部恭男先生の令和五年衆参憲法審での陳述の理解に関し、橋特別参与自らが同年三月二十七日の衆議院憲法審で説明した内容が、長谷部先生の国会での陳述ではなく長谷部先生からのメールの内容であったことを突如明らかにし、衆参の憲法審査会の会議録を丹念にお読みになれば同趣旨のことを長谷部先生がおっしゃっていることは十分に御理解いただけるとは存じまますと述べています。

これについて、私は、当時の私への長谷部先生の答弁を含め、何度丹念に会議録を読んでも、長谷部先生が、五十四条一項、二項の連関構造に基づく七十日間などの限定説の立場に立ちつつ、結

果としての緊急事態の法理による無限定説の立場を述べられているものとは理解できなかったのですが、事前に通告させていただきましたが、参議院法制局長として、長谷部先生の衆参憲法審の会議録からそのような理解が可能と考えるのであれば、それを具体的に御説明いただきたいと思います。

○法制局長（川崎政司君）改めて、令和五年当時の衆参憲法審査会での長谷部参考人の発言を読んだところでは、この場で責任を持って御説明できるだけの理解にまでは至らず、したがって、お答えは差し控えさせていただきたいと存じます。

○小西洋之君 ありがとうございます。参議院法制局長が丹念に会議録を読んでも理解できない、説明できないことを橋特別参与は主張しているということでもあります。なお、これに関して、昨年六月十二日の衆議院憲法審において、山花郁夫衆議院議員が、七十日間限定説や橋特別参与の主張を支持する立場から、唐突に私と藤原規眞議員の衆参憲法審での意見に強く言及する発言を行っていますが、この発言内容は事実と反するものや見当違いのものが多々含まれるとともに、その内容の一部について、山花前議員は私と藤原議員に謝罪するなどしており、山花前議員の当該発言は、誤った不適切な個人的な見解にすぎず、立憲民主党の見解とは無関係であることを、党の憲法調査会長として、誤解を避けるためのやむを得ない御説明までに申し上げます。

なお、橋特別参与が説明した五月十四日の緊急事態条項のイメージ案では、緊急集会と議員任期特例のすみ分けの考え方を示していますが、昨年の本審査会で、当時の自民党の佐藤筆頭幹事は、自民党の会派意見において、四月十六日に、緊急集会と任期特例の関係についてはすみ分けの考え方からは離れて議論すべきと明言され、また、それに先立つ四月二日には、選挙困難事態の広範性、長期性の要件について、緊急集会とは切り離して議論を進めるべきと明言をされています。

良識の府の我が参議院の議論を無視した衆議院の議論に強く抗議するとともに、合区解消の改憲を含めて、立憲主義に基づく論議の力でこれらに対峙することを申し上げて、発言といたします。

立憲辻元清美氏 緊急集会は緊急事態における権力濫用を防ぐことが制度趣旨

審査会の議事録をもとに紹介します。

○立憲民主党の辻元清美です。冒頭、法制局長に質問します。憲法五十四条の参議院の緊急集会は、戦前の反省に基づき、緊急事態における権力濫用を防ぐことを制度趣旨としていると言えるでしょうか。いかがでしょうか。

○法制局長（川崎政司君） お答えいたします。制憲議会において金森国務大臣は、民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護するためには、政府一存において行う処置は極力防止しなければならない、また、行政権の自由判断の余地をできるだけ少なくするように考えたなどと述べており、その点からは、権力の濫用を防止することも参議院の緊急集会の制度趣旨とされていると見ることができます。

○元清美君 長官の答弁を踏まえ、戦前の衆議院議員の任期延長をされた背景を検証します。日中戦争のさなか、一九四一年三月、翌年四月の任期満了の直前に衆議院議員任期延長に関する法律が特別措置され、一年間の任期延長が決められました。この延長された一年間に一体何が起こったのか。当時、日中戦争では、中国大陸が戦場で、日本国内では日常生活が営まれ、選挙は可能な状況だったと思われます。にもかかわらず任期を延長したのです。この延長の前年、一九四〇年二月には斎藤隆夫議員の反軍演説があり、日中戦争に批判的な風潮が広がりつつありましたが、斎藤隆夫議員は見せしめのように議会被追放され、同年十月には大政翼賛会が発足いたしました。この翌年、任期延長から八か月後の十二月八日、真珠湾攻撃に踏み切ったのです。そして、この開戦の翌年四月に翼賛選挙を挙行し、議会での反対の声を封じ込め多数を取り、大政翼賛体制を固め、緊急勅令を乱発し、戦争の泥沼に突っ込んでいったのでした。政府と軍の挙国一致の戦時体制を完成させ、開戦に踏み切るために時の政府が恣意的に選挙を一年遅らせたと言わざるを得ないのではないでしょうか。任期満了で選挙をしていれば、違う歴史になっていたかもしれません。

このような歴史の反省の下に、憲法制定議会では、緊急時には緊急勅令を排し、緊急時には緊急勅令を排し、戦前のように時の政府の恣意的な判断が選挙に入る余地を残す衆議院議員の任期延長ではなく、参議院での緊急集会が憲法五十四条に制定されたと私は考えます。

今の国会に当てはめてみたら、衆議院は与党が圧倒的多数、参議院は与野党逆転という状況です。高市総理は台湾有事は日本有事という認識のようですが、衆議院解散時などにこの高市総理が

言う台湾有事など何らかの緊急事態が起きた場合、与野党逆転の参議院での緊急集会では、例えば存立危機事態認定など政府の意図が通らない可能性がある。ならば、衆議院の多数を維持したいという政治的思惑から政府が任期延長の判断を下すというような事態を防げる保証はありません。歴史の教訓からも、緊急時の衆議院議員の任期延長改憲ではなく、参議院の緊急集会で対応すべきです。

また、災害時での選挙困難事態とはいかなる事態なのか。推進側からは、比例選挙が二つのブロックにわたってできない場合という声が出てきているようですが、東日本大震災はこれに当たるのでしょうか。東日本大震災の三か月後に自民党は衆議院解散を誘発しかねない内閣不信任案を出したのですから、約一万六千人の犠牲者を出し、原発がメルトダウンし、史上最悪の複合災害だった東日本大震災程度では選挙ができると自民党は判断されていたということを忘れていただければ困ります。

また、緊急事態宣言が出され、感染症が拡大している最中に、大阪では住民投票が行われました。累計十四万人の死者を出したコロナのような緊急事態でも住民投票、いわゆる選挙を強行したのは維新の皆さんでした。これも忘れないでいただきたい。

最後に、どのような事態に任期延長するのか、あらかじめ想定が難しく、緊急集会では対応できないという立法事実も不明確で、時の政府による恣意的な裁量が入りかねない衆議院議員の任期延長改憲には反対と申し上げ、発言を終わります。

れいわ奥田ふみよ氏 議員任期延長の草案について「まるごと憲法違反、愚劣の極み」と一蹴

奥田氏は冒頭、国会議員になって10カ月が経過したことに触れ、「一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者として最大の危機感を持っている」と宣言。先月5月27日に国家情報局設置法が成立したことを「緊急事態」とし、戦前の治安維持法に酷似した悪法であると主張しました。

さらに批判の矛先を改憲勢力へと向け、自民党や改憲を求める政党の支持母体について「人殺しの武器を作って売って稼ぐ戦争ビジネスで儲ける大企業が巨額の企業献金、組織票を与え、誕生した国会議員たち」と言い放ちました。

奥田氏は、310万人もの国民の命が失われた先の戦争への反省から平和憲法が生まれた歴史を強調。憲法54条に定められた「参議院の緊急集会」を活用すれば、いかなる緊急事態であっても対応は可能であると、現在議論されている議員任期延長の草案について「まるごと憲法違反、愚劣の極み」と一蹴しました。また、沖縄で出会ったという86歳の女性の「みんな死んじゃった。だから戦争は絶対にダメ」という言葉や、世界に存在する1万2000発以上の核弾頭の現状を引き合いに出し、「武器を手放せ。戦争を放棄しろ」と強く訴えました。

終盤、奥田氏は憲法改正の動きを進める議員らに対し、「自分たちの欲を政治に持ち込みまくる愚かな国会議員たちに物申します。憲法尊重擁護義務が課せられている自覚を持って。たかだか国会議員が憲法を触るな！」と激しい言葉で一喝。国民の6.5人に1人が貧困にあえぎ、経済が衰退しているにもかかわらず、まともな減税すらしない現政権を「それでプロの政治屋と言えるのか」と糾弾し、憲法25条が保障する生存権を直ちに全国民に保障するよう求めました。

そして最後に、「裏金脱税の自民党議員が国民生活すらも守れず憲法改正などとは愚か者の所業。自民党と改憲アシスト野党もろとも恥を知りなさい！」と言い放ち、「この普遍の真理である憲法には1ミリも触るな、今ある憲法を守れ」と死守を訴えて約5分間の演説を締めくくりました。

奥田氏の独壇場の後、憲法審査会の会長は、どの発言を念頭に置いたものかは不明ですが「先ほどの奥田君の発言中に、不穏当な言辞があるのご指摘がありました。会長といたしましては、後刻速記録を調査の上、適当な処置をとることといたします」と述べ、発言内容に問題がなかったか精査する方針を示しました。